

平成30年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第4号

平成30年3月8日(木)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中学君	教育長	鹿野毅君
参事	小畑正勝君	総務課長	残間俊典君
企画財政課長	熊谷有司君	まちづくり推進課長	遠藤龍太郎君
税務課長	武藤弘子君	町民課長	鎌田光一君
保健福祉課長	千葉伸吾君	農政商工課長	伊藤長治君
地域整備課長	三浦光君	会計管理者	浅野辰夫君
教育課長	斎藤雅彦君	公民館長	遠藤努君

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 上野亮太

議事日程第4号

平成30年3月8日(木曜日) 午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第4号 大郷町定住促進団地の分譲に関する条例の制定について

日程第3	議案第26号	平成30年度大郷町一般会計予算
日程第4	議案第27号	平成30年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第5	議案第28号	平成30年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第6	議案第29号	平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第7	議案第30号	平成30年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第8	議案第31号	平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第9	議案第32号	平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
日程第10	議案第33号	平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算
日程第11	議案第34号	平成30年度大郷町水道事業会計予算

本日の会議に付した案件
議事日程と同じ

午後 1時30分 開議

議長（石川良彦君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、11番石川秀雄議員及び12番千葉勇治議員を指名いたします。

日程第2 議案第4号 大郷町定住促進団地の分譲に関する条例の制定について

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第4号 昨日審議未了となっております、大郷町定住促進団地の分譲に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第4号について、改めて説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 皆さん、こんにちは。午前中は中学校卒業式に御参加をいただき、まことにありがとうございました。

きのう、定住促進団地の分譲に関する条例について審議保留としていただきました。本日、再度審議をいただきますことに、感謝と御礼を申し上げます。

きのうは、さまざまな御質問や御意見をいただき、提案者として、議員の多数の方々の御意見であるものと受けとめて、町として再度、参事、関係課長と協議をいたしまして、条例の趣旨でございます、人口の増加及び定住促進を図るため、最高、最大の判断を行うべき決意をいたして、ご提案を申し上げたいと思います。

1つに、住宅購入者の実質負担額を、坪当たり5万円とする制度の導入を図ることです。

2つに、団地の名称に愛称をつけ、規則に記名し販売・宣伝することについてであります。

本日は、きのう内部協議をした内容を資料としてお示しをしております。なお、6月の販売開始に向けて、今回の助成制度見直しに伴う予算措置を財源調整の上、早期に臨時会をお願いし、御審議をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げ、御審議を賜りますようお願いを申し上げて、変更の理由とさせていただきます。

議長（石川良彦君） 次に、まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） きんのう、審議保留としていただきまして、大変ありがとうございます。また、きょう改めて審議していただきますことに御礼を申し上げます。

先ほど町長が申しあげましたとおり、この条例に関する件につきまして、町長を初め、参事、関係課長等で再度協議をいたしまして、その内容を御報告させていただきたいと思います。

その内容につきましては、現在あります大郷町住宅取得支援事業補助金交付要綱がございますが、こちらの改正をし、高崎団地の購入をする方に対して補助金を上乘せし、もって、最終的な販売価格が坪当たり約5万円相当となるものとしたものでございます。

対象者でございますが、若者夫婦及び子育て世帯の高校生未満のお子様がいる世帯を対象といたしまして、資料の3の1をごらんいただきたいと思いますが、上から3段目の現行というところがございますが、現在は基本補助金額が30万円となっております。これに高崎団地20区画を掛け算いたしますと600万円、加算金額として町内施工業者による施工の場合、現行で30万円、これを20区画として600万円、小計としまして

60万円の1,200万円となります。

また、これとは別に、若者、子育て世帯の固定資産税相当額の助成制度の交付要綱も制定しておりますが、こちらのほう、5年間で、あくまでも平均ではございますが、80万8,000円となります。これを20区画で1,616万円となるものでございます。

これらを改正案といたしまして、基本補助金額を30万円から120万円に増額し、20区画で2,400万円、町内施工業者のところにつきましては30万円のまま据え置き、合計で600万円、小計といたしまして、改正案で150万円、総額で3,000万円、それから5年間固定資産税相当額の助成としまして80万8,000円の20区画で1,616万円、総額で一区画当たり、1人といえますか、230万8,000円の助成を行いたいと考えております。総額としまして、これは最大になると思いますが、4,616万円でございます。

現在、住宅取得支援事業の当初予算に計上した金額は330万円、民間分譲地も合わせて330万円ですが、来年建築される予定を見積もって補正予算をもって計上したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、資料の3の2でございますが、大郷町定住促進団地の分譲に関する条例施行規則案でございます。この案につきましては、大変申しわけございませんが、まだ完全には条例等々、整合性を図っているものではございません。のため、一部言い回し等において不備があるかもしれないませんが、参考資料として提出させていただきます。

そして、昨日来言われておりました団地の名称について、第2条で愛称というものを設け、高崎団地の愛称を、決まっておりますが、〇〇というような形で定めてまいりたいと思っております。

では、簡単に規則の説明をさせていただきますが、趣旨でございますが、この趣旨は条例の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条につきましては、愛称について定めるものでございます。

第3条ですが、定義については条例の定めるところによることにしております。

第4条につきましては、位置及び価格ですが、別表になるわけなのですが、一番最後のページが別表になりますが、現在まだ地番等が振られていないため、鶉崎字原までしか記載できておりません。

それから、第5条につきましては、分譲希望者の公募の方法等について記載しております。

第6条につきましては、分譲の申し込みについて記載しております。

第7条につきましては、公開抽選等の方法について記載しておりますが、公開抽選及び補充の選考方法は、またさらに別に定めるものとしております。

それから、第8条につきましては、補充選考についての規定をしております。

第9条につきましては、譲り受け人の決定通知の件について記載しております。

第10条ですが、分譲価格でございますが、宅地の分譲価格は、定住促進団地の工事価格から公共用地に係る工事費、工事価格を差し引いた額を基準として、町長が宅地ごとに定めると。

2項としまして、町長は宅地の形状等を考慮の上、分譲価格を減額することができるという規定にしております。

第11条につきましては、契約の締結について記載したものでございます。

第12条につきましては、譲渡代金の納入について記載したものでございます。

第13条につきましては、分譲宅地の引き渡しについて記載したものでございます。

第14条につきましては、登記費用について記載したものでございます。

第15条につきましては、違約金について定めたものでございます。

補足として、16条、この規則に定めるもののほか、定住促進団地の分譲に関し必要な事項は町長が別に定めるとしたものでございます。

附則でございますが、この附則、4月1日から施行となっておりますが、大変済みません、プリントミスで地番が確定しないと公布できないものですから、地番が確定した日と、4月1日の……、済みません、早いほうに公布することになります。おかしいですね、済みません。地番が4月1日を超えた場合には、その地番が決定した日になります。3月中に決まれば4月1日から施行することになります。

それから、資料の3の3でございますが、こちらが大郷町住宅取得支援事業補助金交付要綱でございます。平成29年2月28日に制定しております。この中で今回の点で直る分といたしまして、別表、4ページ目になりますが、別表第1の大囲みの3つ目の囲い、高崎団地分譲地というところでございますが、ここが120万円としたものでございます。

もう一度資料の3の1に戻っていただきまして、減額される金額の平均の坪当たりの価格を読み上げます。

基本補助金120万円を交付した場合、坪当たり1万7,730円、これはあくまでも平均ですが、平均でそのぐらい下がるということになります。町内業者施工の加算金額では、坪当たり4,432円、それから5年間固定資産税相当額の助成で1万1,938円となります。合計で坪当たり3万4,102円の減額となるものでございます。この財源といたしましては、大郷町未来づくり基金を活用してまいりたいと考えております。

補助金につきましての補足説明を終わらせていただきます。

議長（石川良彦君） これをもって説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。10番高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） 今のは、改正案で補助金を上乘せするからというような話で約5万円になるだろうという話なのですけれども、そんな小細工しないで、最初から販売単価を5万円なら5万円にしたほうがいいのではないですか。何でこういうふうな、さっきの未来づくり交付金をこの差額、1億3,000万円なんだよね。工事費からの販売価格を計算すると、5万円にすると、そういうふうになると思うのですけれども、そんな小細工しないで、最初から5万円ですて、今までの補助金の要綱でやっていたほうが、結局8万3,000円で売ります、8万5,000円で売りますよと出して、補助金あるから5万円になるんだよというようなことをするよりも、最初から5万円ですよということでやったほうが、すっきりしていいんじゃないですか。その辺は執行部はどういうふうに考えているか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。小畑参事。

参事（小畑正勝君） 昨日協議いたした中で、そういう選択肢もあったわけなのですが、町として基本的な考え方、きのうも町長がお話ししておいで、いわゆる実工事費から公共的部分、これを差し引いた額を販売単価とすべきであろう。なぜかといいますと、皆様、町民の方に説明する際に、公共用地を除いた部分は御負担をいただくというのが基本的な考え方であろうという基本的な立場から、そのような考えになったということでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 高橋壽一議員。

10番（高橋壽一君） この差額というか、未来づくりの補助金を出すというようなことなのですけれども、結局この表見ると、1,800万円差額がつくんだよね、補助金が。大体上乘せになるような計算なんですよね。2,800万円の4,600万円ということになってくると。そして、1億、8万5,000円で売ると8,300万円のマイナスとなる。1,800万円という、約1億にな

ってくると、2,900万円ぐらいの差額にしかならないと思うのですけれども、さっきも言ったけれども、この未来づくり交付金をその補助金に充てるというのであれば、それを結局この1億3,000万円に対する1億ちょっとというようになるので、そういうふうにしたほうがすっきりになるのではないかなと。町民に説明というけれども、こうなったんだということしか言いようないのではないか。だからといってこれ逆にね、8万5,000円で売って売れ残ったら、それこそ後々、いろんな問題が出てくるんじゃないかと。塩漬けということになって。そうするよりも、5万円なら、ここの平均の町内単価で5万円なら5万円で早期完売を目指すとか、とりあえず出てきた問題は、これから議会と執行部といろいろ話し合いをしながら、いろんな面で町民に説明していくという方向のほうがいいんじゃないですか。と私は思いますけれども、町長は。所見をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） そもそも最初から、出発点から、これは特別会計で仕事をやる仕事なんです。ですから、最初から販売価格を5万円に設定したら、民間とのつり合いがとれなくなって、議会は何をやっているんだと。町費、坪10万円かけておきながら、5万円で販売するということはどういうことなのと。それを議員がきちっと説明できますか。それはそれ、これはこれという議論になっていったら、議会でない、行政でなくなってしまうから、全部つながっているから、だから平均して、保険100円、200円下げるのも、上げ下げする議論も大変議論しているんですよ。そういうことになるのです、全て。だから、そういう短絡的な発想でこういう事業はできないよということなのです。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 昨日の議論からここまで30万円の基本補助金が4倍の120万円になった、これは確かにすばらしい決断だと思います。それで、この加算金ですか、加算金80万8,000円、これに関しては、5年で400万円。5年で80万円ということだ、これね。80万円というと、これは5年でそれくらいだから、小刻みにもらうと。この額に関しては、最初ローンを組むとき、現金で払う人もいるかもしれないけれども、ローンを組む時点では、この80万円というのはいっていないと、そういうことになるわけなんですよ。そうなった場合、例えば3,000万円のうちを建てると、そうなった場合、3,000万円でローンを組むか……違うな、ここで120万

円入っているから、何かこう計算がちょっとできなくなってきましたが、最初からこの80万円を5年で払うのではなく、最初のこの120万円に足して200万円で計算すると、そういう計算のほうが、最初ローンを組む際に、それくらい減額されたら、じゃあその分うちを建てるのに回すかと、そういうことにもなる。そうなる今度、固定資産のほうも評価が高くなって、固定資産税も上がる。そうなる、この税収も上がると、そういう計算ができると私は思いますが、そういうことを私はお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

5年間の固定資産税相当額助成のほうは、要綱的にはこの取得支援事業補助金とは別途でございまして、町内全域にわたって新築された方に対して給付するものでございます。ですので、これを見込まないでというお話ではございますが、それを見込んだ中では、実質的には平均の坪数、坪当たりの単価は、5万円から下回りまして、平均では4万7,667円ぐらいになっておりますので、5万円に近い、これを入れなくても5万円ちょっとぐらいになるのかと思っております。

また、あとのうもお話ししましたが、フラット35ということで、子育て支援の方に金利の引き下げ等もございまして、それらを加味すると、他の町村と比べても見劣りしない助成額となっているものと思っております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） いろいろ吟味の上、決めたことを、ああ、そうですね、ではそうしますと、こう言えないところも確かだと思います。

ちょっと見方を変えまして、中村で坪6万5,000円ぐらい、7万円弱、中村の坪7万円の土地と、高崎団地の坪8万5,000円の土地を提示された場合、町長、どちらの土地を求めますか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 今現在の比較論で議員は言っていますけれども、私らはこの町を預かっている立場からすれば、それは全然論外なんですよ。そういうものの考え方。全然違うの。それで、最初から皆さんがこの仕事、何ぼ安くても販売するんだという信念を持ってこの事業に取りかかったのですか。（「だから決めたんだっちゃや、何言っているんだや」の声あり）何、ただでもやるという話か、じゃあ。そんな、何で……。

議長（石川良彦君） 答弁中ですから、黙って聞いていてください。続けてください、町長。

町長（田中 学君） 定住促進という大義があるからこの事業をやった。でも、町も補助金の入っていない財源でこの事業をやって、坪5万円でも半分しか回収にならないわけです。これは、町民感情からしたら、若生議員がそう言っているよと俺が言って歩いていいですか、じゃあ。そういうことにいかないでしょう。これはみんなで決めた話だから、みんなで落ち着けるところに落ち着けなきゃないと。我々もその途中でこの仕事を受けた以上、やらなくてないという、その信念に立って今、こうやっというろいろない金をやりくりしながら、どの資金から繰り入れるか、未来に向かってこの仕事をやってきたから、未来づくりで出せないかと、未来づくりも底つきますよ。それだけのじゃあ即効的な効果が、この事業が本町の人口増にはつながらないという、私はそう申し上げても過言でない。最初からもう少し考えてやるべきだったのではないかと。もらった土地だから、くれてもいいような内容にすればよかったんですよ。それが何でこんな中途半端、工事費が高くなるような造成工事をやっているのか、行って見てみなさい、あれ。またあの雨で落ちてきているから。そんなところをあんた、ただ、民間もこれから3万、4万で売ろうとしている物件もあるから、その辺の整合性も図るために、じゃあ額面は8万5,000円ということであるけれども、いろんなプレミアをつけて5万円ぐらいまで下がっているんですよという説明をしながら、ああ、そうですかと、では、大郷町のこの定住促進はそういうサービスを受けながら、我々、ここに住居を構えるんだという、そのぐらいの私はゆとりを持ってお願いしていきたいなというふうに思っているのです。

最初から面倒くさいから、では、はい、5万円でもいいよと、ぼんとやるという話も承って、そうしようかと思ったのですけれども、それは違うということで、最終的にはこの案にしましたが、結局は5万円で販売する内容になるんですよ、税の使い方からすれば。だから、そんなに簡単な、我々執行者として、逆だったらどうします、では、議員。我々はそういうふうな方向に行っている。議会でどうやってじゃあ歯どめをかけるかといったら、私と同じような話になるんじゃないですか。と私は思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 私もこう、町長がよく言う、民間との公務性とか、つり

合いとかと、こう話が出ます。民間が今の話ですと、坪4万、5万円で売り出すと。それに対して坪8万5,000円という数字を出して、売れるのですか。どこから見るの。補助金をもらうのは後でしょう。先に8万5,000円から4万円なら4万円にいくんでしょう。そういう論理を町長はにこにこ笑ってばかにするような顔して見ているけれども、社長をした人間がそういう数字の見方をするのかなと、私はこう、非常におかしく思います。

やはり一番先に見るのは、その坪どれくらいかという、その数字だと思うんですね。補助はその後、その中だから、今言ったような提案をしているだけであって、誰だって売りたいかと思っただけじゃありません。我々だって、今町長が言ったように、無責任で確認したわけでもないですよ。その辺も少しわかってもらわなきゃ、いかにもお前ら何やっているんだといつも話ばかりで、何か腑に落ちないと。

それも踏まえて、私はやはり8万5,000円というのは、どう見ても高過ぎる。大衡よりも高いと。それで、大郷に来ますか。これからありますからって。大衡だって同じような補助金を出しています。やはりそこを考えたら、やはり私は8万5,000円のもとを、そこを5万円とまではいなくても、この固定資産税、固定資産税のあり方をもう少し考えていただいて、変えて、そうやって提案していただきたい。その気持ちはどうでしょうか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 大衡と大郷を比較されると、大変私もつらいのですけれども、大郷と大衡のこの財政力からしても全然違う。本町は本当に1万円札裏表上手に使うぐらいの発想がないと、この町は維持していけない。それはそうやればいいんだという、こういう形でやっていったならば、もう本当にパンクしてしまいますよ。

だから、私は大なたを振っても、とにかく行財政改革をまず安定にさせてから、いろんな仕事をやっていこうということで、千葉議員からも、何だ、予算計上していないで、公約だけ上げて、それで何するんだという御指摘も受けたけれども、それは今年度はやりたい仕事をまずいろいろ調査しながら、本格的に実行するにはどういう方法があるのか、それで今回、ここでこれだけの特典をつけて実際はこうなんですと、5万円になりますよ、こういうことを民間のほうにも説明しないと、最初から10万円かけたやつを5万円で売った、それはないでしょうと。町内の業者は特に、納税者ですから、何だと、こういうふうなお叱りを受け

るのではないかと。

そうなりますと、私らばかりでなくて、議会のほうもつらい思いをしなくてないから、この8万5,000円で売り出す価格を出して、内容を説明すると5万円だと。ああ、それでは助かるという努力を、我々はしていかなくてはならないんですよ。なら、議員にも、ひとつ、そういうような、これからセールスをしていただいて、早く回収できるような内容にしたいなということをご伏してお願ひしたいのです。よろしくお願ひいたします。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。4番熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 私は、この対象者のことに関してちょっと質問したいのですが、配偶者との年齢が80以下ということになっているのですが、この80以下にした根拠をまずお聞かせ願ひたいのですが。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） お答えします。

他町村の同様の要綱等を見まして、合計で80だったり、片方が40以下であればいいとか、さまざまなものがございますが、これはあくまでも子供がいない場合の新婚夫婦を想定したものでありますので、40歳、平均で、2人の平均で40歳が無難なところなのかなと思っております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 今世の中、まず年の差婚とか、それから晩婚化とか、いろいろなっているわけですよ。実際私の同級生にも、ある程度年入ってから結婚して子供が生まれた方もいます。そうしたら、もうちょっと枠を広げてもらったほうがいいと思うのだけれども、その辺は町長、どうですか。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。町長。

町長（田中 学君） 私、医者でないから、何歳の人が一番……。〔もう少し広げてもいいのではないか〕の声あり〕例えばどの程度まで。おやじが50で女性が40だということになると90ですか。ちょっとごめんなさい。担当、その辺は可能なの。おらほのこの条例、直せるんだか。要綱だからいいのか。何か根拠があるのではないのか保険だの何だのかんだのって。

議長（石川良彦君） じゃあ小畑参事から補足で。小畑参事。

参事（小畑正勝君） 熱海議員さん御質問、そういう方があらわれたらば、協議したいと思ひます。ぜひそういう方をお呼びください。よろしくお願ひいたします。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） きのうちも大分話して、何か町長はもう5万円とはそれにやる気はないし、さらにはこの実施要綱の中でも、いわゆる生産費といえますか、基準単価はどうするということで、もう最初から基準単価をこの規則の第10条ですか、分譲価格ということで、価格の設定は基本的にはこの宅地の分譲価格は、定住促進団地の工事価格から公共用地に係る工事価格を差し引いた額ということで定めていますね。これが町長のいわゆる皆さん方に対して議員の責任のある、町民に対して回答が、いい回答をできるのではないかということですが、町長は先ほど、早く回収していききたいということ力を説いたのですがね、一方、きのうちはいつやれるかわからないということも何か言っているようですが、私はやはり町長が今言ったように、早く回収するということが基本だと思うんですね。この売っていくと、完売していくということ。そうした場合に、確かにいろいろなことが出てくると思うのですが、回りくどいことをするよりも、やはり最初から価格的にそれを裏づけたほうがいいと思うんですよ。

実は、私も最近、普請した結果があったのですが、やはり後から来る補助金は対象にならないんですね。対象はもう、来るか来ないかわからないのに、分母の一番大きな価格が、この回収先の基準になってしまうし、それがいわゆる直すに当たっても、かなり抵抗になってくる方も多いと思うんですよ、こういう状況の中でね。

最終的には、むくったもたぐったも同じような、言葉は悪いのですがね、そうなるからいいだろうでなく、ならば、もう最初からしっかりお叱りを受けてやったほうがいいのではないかというような気持ちが強いです。町長に答弁をもらう前に、一言、この議会と執行部のあり方について、どういう形なのかだけは確認しておきたいのですが、議会が議発で提案してこの事業を進めたわけではないんですよ。執行部、町長こそは代わっていますが、一丸となって執行部が議会に提案されて、もんで、我々として反対、賛成か、流れを積む中で、最終的に議論を交わさないで今日に至っているわけですから。なぜ賛成したかというよりも、七、八千万円で済むということからスタートしまして、誰だってそれですと、今2つの町営住宅はかなり傷んでいますから、それぐらいでできるのならということ始めて、それも執行部が説明しているんですよ、私たちでなく。執行部がね。町側が。ああ、そうならば、あなた方がそういう気構えでやるならばいいだろうということ賛成しているの

ですから、スタートは。

ところが、見たところ、土質が悪かった、今度変えなくてはならないとか、それはもう執行部が当初土の調査もろくにしていなくて、吉田川の何か河道のあれですか、川の土を持ってきた、いわゆる入れかえしたり、さらにはそれも設計的な問題があったかして、あと調整池が後からどんと億の金が出てきたと。我々は当初からそんなに高い金を想像してやっていたわけではないんですよ。

ただ、町長が力説されるように、もうかけた関係、都合上、それを途中でやめるわけにもいかないということで、本当に痛しかゆしの中で進めてきて今日に至っているという、これは議会よりも執行部がその都度その都度提案して、議会が議論して、最終的に、では、執行部のを認めましょうという形になっているわけですから、何かさも賛成した議会が全て悪くて、執行部も悪くはないとは言っていますが、でもね、昔の町長がというのはすぐに何でだと、こう出てくると、そういう見方ではちょっとこの議会と執行部の流れというのは違うんじゃないかなと思うんですよ。あくびにも実は私から言わせると、議会というのは、私がこの仕事を受け継いだ、前任者がこういうことで、ですから私も精いっぱいこうやっていくのだけれども、議会もということが出てくるなら、そうでなく、だって私たちが提案しているんじゃないですよ、これ、町長。そういうことで、まず1回見解をもらっておきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。（「提案者としての見解ですよ、これまでの」の声あり）

町長（田中 学君） 提案されたのを承認した議会があるんだっちゃん、ね。いや、水かけ論とかなんとかじゃなくて、私は本当に真剣にこれ、何で最初からこんなにここに愛着を持って、七、八千万で造成工事を終わるとい話から、はい補正、はい補正、はい補正と、こう行って雪だるまになって今日に来たと。その途中でちょっと待てと、この最終的にどういう姿になるのということをおぼろげにわかって仕事が始まっていったのですかということなんですよ、私は。

何かその、前の町政は、私らもすごく町民として、納税者として、ちょっとそういうやり方あるのと思っていたのが、あの幼稚園から持っていったあの橋から道路工事ですよ。何で追加、追加、追加という形で、最終的に何億になりましたよという、そういうその手法を、この事業にもとったんじゃないのですかと私は思うのです。普通は、普通は、普通はこの事業は、こういう形になるんだよと、こういう姿になるから、こ

れくらいかかるんだよと。だけれども、集中豪雨でちょっと流されて、こういう問題が発生したから、ここの分に足りなくなっただかという話は幾らでもありますよ。だけれども、最終的な姿がどうなるのかが理解されないで、執行部もつぎ込んでいくということはいかかなものなんだろうと、そういうことあるのだろうか、普通。私は本当に珍しいケースだと思うのです。

だけれども、私が選挙で選ばれた以上、ここでやめるわけにいかない。これからやらなければならないのは町営住宅ですよ。公営住宅もこれから、ことし、来年と2期にわたってあそこにつくらなくてない。本当にここが大郷町の人の流れを誘導するぐらいの成果がここで上がるのだろうかと思うと、本当に難しいなというふうに思うのです。

だから今、ここで少し時間がかかっているけれども、議論しながら、それで落ち着けるところに落ち着けてやろうと、町民からも言われぬ、こういうことなんですと説明のつく内容にするのには、こういう補助金を出しながら、民間の事業者との話し合いもつけられるような内容にしないとだめだと思うのです。最初からどんと下げてしまった。それで、後からまた売れないからプレミアをつけなきゃないと、こういうことではちょっとぐあい悪いなと思うので、実は、きのう最終的な決断をさせてもらったけれども、これでもだめだということであれば、少し時間を置いてもっと調査しなくてないし、できればこれで発射して努力していく以外ないだろうというのが、きのうの閣議決定みたいなことだったのですけれども、そこまでいったのです。だから、御理解していただきたいと思うのです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） もし前任者がいろいろこういう仕事をしていったという、町長なりに……町長ね、前任者がどうであろうとも、町長に立候補して、今の町政を見るとき、そのときの4年間なり8年間を見るときに、当然この事業についてもいわゆる立候補して継続してやる立場としていければ、やらなきゃないなという気持ちを持ったはずなんですよね。それを私は、それを私自身は、受かった限りでこの事業を引き継ぎませんか、これをやりますというような選択が、する気になるのかどうかわかりませんが、町長というのは受け取った限りでいいって、悪いって、これまでの町政、町民に対して、責任ある仕事をしなくてはならないと。そういう点では、これまでやってきた町長の思い、気持ちも、いいって、悪いって、それを受け取って、どのようにかしてそれを勝ち取っていく

というのが立場だと思っんですよ。それを前任者がこうだった、ああだった、あるいはそれを決めた議会も悪いと言われても、ちょっとその、立候補して当選した暁に、さあやっていくというときに、何かその、余りにも選り分けするというのが、私はちょっと違うのではないかと。それよりも、議会に提案した執行部の内部でどういう経過でこうなったんだかというのをよく私は聞くのですが、なぜこうなったかというのを町長、御存じ、つかんだでしょう、そろそろ。半年にもなりましたから。この事業について。（「知っている人いないんだ今、誰も」の声あり）そんなこと。

議長（石川良彦君） 町長、それはちょっと言い過ぎだと思うから、ちょっと待っていてください。どうぞ。千葉議員、質問続けてください。

12番（千葉勇治君） そういうなので、内部で、いないならいないでいいですよ。ただね、本当にそれを調査したのかどうか。いつないということに、どういう形でそのわかっている人がいないと言っているか。それなりを全部みてですよ、私は口頭で聞くだけではなくて、決算書なり、あるいは議事録なり、全部拾って、どういう経過でそうなったんだかというのを、議事録のこれまでの増額になった経過を出してください。それは出せるはずですから、全部活字残っているわけですから、どこだかの国税局のようにみんな投げているわけでもないはずですから。それを出してくださいよ。その中で私たちが判断しますから。執行部がどう出してよこしたのか。ちょっとその辺について。誰も知っている人いないということ。

議長（石川良彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） お答えになるかどうかわかりませんが、経過について、書類上残っているもので説明させていただきます。

平成26年2月19日、議員全員協議会、企画財政課長の発言ですが、このときは負担つき寄附について、それで事業の概算額を求められましたが、この時点では、現在積算中ということで、回答はしておりません。

続きまして、26年の3月10日、こちらは本会議ですが、その負担つき寄附についての質問の中で、費用の概算額ということで、当時の企画財政課長が、七、八千万と述べております。

26年7月15日、議員全員協議会、回答者、地域整備課長ですが、一般……（「教えてけね、名前なの、当時の名前でいいから。地域整備課長とか、誰々整備課長って、さっぱり見えないから誰」の声あり）前の吉田……（「前のは吉田、その次分からないから教えて。7月15日の全協

は誰、地域整備課長は何ていう方」の声あり）櫻井地域整備課長です。一般会計の補正予算についてで、このときに、高崎団地の測量設計費の提案がございました。金額は4,188万3,000円。

それから、27年、今度は27年になります。27年3月20日、本会議、27年です、これも吉田企画財政課長になると思います。このとき、負担つき寄附の変更についての決議がありました。これについては議論、取り上げるような議論はございませんでした。

27年9月11日、議員全員協議会、千葉企画財政課長かと思えます、です。このときに、高崎団地の公営住宅及び分譲宅地の概算の事業費の提示がございました。概算費用、取り壊し等も含めての総額でございますが、このときで10億8,755万3,000円、うち宅地分譲にかかわる分が1億7,462万3,000円です。残りの一般会計分が9億1,293万円。

そして、27年9月16日の本会議において、宅地分譲特別会計の設置の決議をいただきました。それで、合わせて宅地分譲会計のほうの当初予算が1億95万4,000円です。ちょっと一般会計のほうの数字があれなので、わからないので。

それから、27年度中にもう一度補正予算がございまして、28年の3月の定例議会で276万6,000円の補正予算を組んでおります。そうしますと、27年度の予算合計が1億1,182万円。

それから、同じ28年の3月の定例会において、当初予算、28年度の当初予算で6,354万9,000円、これは宅地分譲の分だけです。それから、28年12月の定例会において、補正予算889万4,000円。そして、28年度の予算合計が7,244万3,000円。

29年の3月定例会、宅地分譲会計の当初予算691万3,000円。同じく9月定例会の補正予算1,642万2,000円。今回、3月、今回の定例会においての補正予算、マイナスの546万7,000円。そうしますと、29年度の金額が1,786万8,000円。

3カ年合計いたしまして、2億213万1,000円となります。これはあくまでも予算額でございまして、途中不用額とかございしますので、実質的にはもっと減っているものと思います。

以上が経過ですが、最初のほうで申し上げました名前の出たところについては、記録がありますが、そのほかの補正予算につきましては、特段、審議といたしますか、はなかったと見ております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長にちょっとお聞きしたいのですが、町長、これだけの何かかなりの回数にわたって執行部から提案されているんですよ。提案するたびに、それは当然、提案する理由を説明しているわけですから、それを議事録を拾うことによって、執行部が、前執行部がどういうことを考えていたのかわかるわけですから、例えば誰それがやめていった、いなくなったといってもね、それだけでも十分に執行部としていわゆる受けた、仕事を受けた立場として、その経過というのは、私に千葉かいつて云々とか、何でおまえが知らないだとかという、先日も全協でいろいろお叱りを受けた経過があったのですが、私に聞く以前に、それを見てもらえば、半年町長という職についていただいて、十分に私は理解、私たちよりも理解される立場にいと、もちろんやめた職員もいましよようが、当時の企画財政課長の方もおります。小畑参事もおりますし、総務課長もおりますしね、私たちがインターネットで書類を引っ張るよりも、ずっとその経過というものは聞きやすいと思うのですが、そういう努力を何かしていないようですよ、町長、全然わからない。誰に聞いてもわからないって、かなりの力を入れた答弁をされているのですが、その辺についてもっと整理した形で今回の事業に向かい合っていく必要があるんじゃないですか。町長、どう思いますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 全く議員のその感覚で私に言っている質問は、私から言うのと、この経済財政的な面でなくて、仕事をやれば、それで、それだけの仕事をやったんだという、その成果だけで……（「質問に対して答えてください。」の声あり）これから調査しますよ、俺も。（「今から」の声あり）今からさ、今から、今それを提示されたから、これからやります。これからやります。これからやります。別に私は前任者に倣ってこんなことを言っているわけでも何でもないので。ちょっと私どもの考えている公共事業のあり方から、余りにも離れている内容だから、ということですよ。

議長（石川良彦君） ここで10分間休憩といたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時44分 開議

議長（石川良彦君） 会議を開きます。

ほかにございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） 大分この中で、議会で議論が大分深まったというのか、逆に、わかりやすく言えばもめたようだけれども、私としては、あくま

でも税金を回収すべきだと。8万5,000円でも足りないという判断なのだけれども、あと、この議会の中で、いやいや、それではだめだけれども、5万円で売ったらどうだという意見も大分強くあるようなのですけれども、根本的な、なぜこのような状況になってきたのか、さっきの町長の答弁でもあったように、これ、議員さんたちの中にもこれ、何で、これは前の執行部の思いがあってこういうふうになってきたのだけれども、その思い、誰がわかっているの。当人しかわからないんでないの。

だから、この間、私も一般質問で言ったけれども、やはりきちっとした形で、町として調査するというのであれば、第三者委員会をきちっと立ち上げて、当人を呼んで、当事者呼んで、もうここにはいないのだから。やはりそういう形できちっとした原因をはっきりさせて、追及というのもちよと言葉違うから、はっきりさせて、原因があって、どうしてもやはりおかしいとなった場合のやはり責任というものを追及しなきゃないと思う、そのあたりは。一区画1,000万円つぎ込んだわけだから、その1,000万円を回収できないのであれば、その差額分、何でこんなふうになったんだかということで、やはり前の執行部にきちんと確認する必要あると思うんだ、俺。その上で価格を決めるのが、私はベストだと思います。その件に関してどう考えていますか。答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。小畑参事。

参事（小畑正勝君） 私の立場から答弁させていただきます。

この事業、平成26年度から行っておりまして、毎年度、決算監査、審査を受けて、ここまで至っております。当然、29年度においても決算監査、審査が行われると思われまますので、まずはその監査委員の結果を伺って判断すべきだと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） さっきの、さっきというか、今も私言いましたけれども、現執行部の認識として、やはり議会でも判断したからこうなってきたのだろうと。だけれども、議会側の認識としては、いや、執行部から、今の執行部でなくても、前の執行部からの提案があって、それで私が説明したんだよという発言もあったわけだ。

また引き合いに出すけれども、一般質問で私やったように、大衡では、宅地造成販売する段階、それも単独事業で、前の住宅供給公社がやったときわ台でなくて、ときわ台南は、大衡村単独事業、これ。その時点で全員協議会を開いて、あとその後に特別委員会を議会できちっと設置し

ているんだよ、そういうの。それで設置して、十何回ももんで、最終的に今の最良の形で販売して、ああいう現状になっているわけです。

だから、お互いにそっちに責任あるのではないか、こっちに責任あるのではないかとやっている部分が、ちょっとこの場であるのだけれども、だったら原因をとにかく追及したほうがいいんじゃないですか、なら。何回も言うようですけども、その原因をきちっと検証して、今後のこともありますからね、今後またこういう住宅事業が始まるかもしれない。そのためにも、あるかもわからないけれども、やはりきちっと今回は検証して、価格設定というのは、なに少しぐらいおくれたっていいから、販売など。きちっとした形で、どっちも納得いくような形、議会側も納得いく、執行部側も納得いく。町民の人たちも納得いくような形で進めていく、価格も決定する。それが私は最良の手段だと思います。そのことについてもう1回答弁お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。小畑参事。

参事（小畑正勝君） 大変難しい御質問でございますが、町として再調査というよりも、まず、先ほど申したとおり、町の監査委員さんが毎月検査もしておりますし、最終的には年度の決算審査をさせていただいておりますので、それらをもとにこの参考にさせていただきたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。11番石川秀雄議員。

11番（石川秀雄君） いろいろ質問があったわけですが、私は総じて、最初の質問者の高橋壽一議員と若生 寛議員、千葉勇治議員も言っていたわけですが、はっきりお客様にわかるような提示、5万円なら5万円、最初からそのようにやったほうがいいのかと、私は思います。

そして、今千葉議員の質問の中から、田中町長は、わからなかったからどうのこうのと言われていたのですが、今いろいろ係から説明あると、これから調べてやるからというのであれば、調べた後にもう1回再提案するとか、そうでないと、わからないで提案して、前任者が悪かったのかなと、こういうような話では、ちょっと通らないのかなと。

そして、売れるようにするには、きのうの話もあったのですが、ああいうところに団地をつくって売れるわけないべというような話も出たわけですから、売れるような工作、住民バスも来ないようなという話があったわけですが、ここは議会ですから、今度新しい団地をつくって販売するのに、住民バスが来ないのではだめだから、ルートを変更して住民バスもあそこを通るようにしなくてだめだとか、よりそういう前向きに

進んでいかないと、この団地は売れない、残ってしまうと、そういうことも考えてやってもらわないとだめだなと思います。

それで、今のこのようでは、とてもじゃないが、お客さんを募るのは大変だなと、こう思いますので、販売価格、5万円なら5万円、やはりそういうふうに進めていかないとだめだと思います。どう思いますか、町長。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） それでは、私もここで腹をくくって決断しなければなりません。議会の皆さんがそういうことで一致する考えだとすれば、こっちでいろいろ条件をつけた価格設定をしたのですが、それを外して、誰でもわかりやすい5万円に設定するということにしましょう。

その場合に、30万円のあれは皆下げなければならぬんだな、そういうことになるのかなというふうに、まず思います。（「トータル的にあともう1回検討を」の声あり）トータル的にはちょっと今……（「させてくださいということ」の声あり）、最初細かい数字はちょっと出しててください。まず、方向性としては、じゃあその線で行くしかないのかと思います、そうなりますと、きのうの佐藤議員の質問に全く答えられない形になるわけなのですが……。

議長（石川良彦君） 石川秀雄議員。

11番（石川秀雄君） 今、町長のほうから最大的に思い切って出していただいたのですが、そうしますと、このきょう提案された議案を、大変申しわけないのですが、もう1回吟味していただいて、再提案という、再々提案という形でもう1回吟味した議案をつくっていただいて、この会期は長いですから、その間にまた出していただければいいのかなと私は思います。いかがですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。小畑参事。

参事（小畑正勝君） 今回提案申し上げている条例、条例でございます。条例には、いわゆる価格については明記しておりません。価格は規則で定めるということにさせていただいておりますので、条例案の修正ということは、ならないのかなと。ただし、町長がお話ししたとおり、規則で坪5万円という今お話がございましたので、その中で規則の見直しをさせていただいて、来る特別会計の当初予算の審議、その際に御提示できるかなと思われまますので、今回は御提案申し上げました条例の、本条例の件について御審議をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2 番（大友三男君） 今、私としてはあくまでも税収回収だから。待って、聞きなさい。価格改定して新たに出すといったら、それに言わなければならないでしょ。黙ってろ。

議長（石川良彦君） 今、小畑参事の答弁、説明においては、条例はこのままでありますので、価格については規則で定める、その規則については改めて皆さんと協議の場でお話し申し上げる、説明申し上げるということをお話ししたのですが。

2 番（大友三男君） 小畑参事に対して、私は質問するんじゃないです。町長の答弁に対して私は質問します。

議長（石川良彦君） はい、じゃあ続けてください。（「よろしいですか」の声あり）大友三男議員。

2 番（大友三男君） 今、町長が5万円という数字を言ったわけですが、5万円という数字で販売した場合は、1億3,000万円ぐらいの損失が出るわけなんです。確かに大郷町のこの定住化構想の定住化というか構想の中でね、定住、人口増、そういうものを目的としてやった事業だというものはわかります。それにしても、余りにも税の損失が出過ぎると思います、私。そういう趣旨で始まった事業でも。

ですから、この5万円という数字は、新たに見直すというような発言で言っておられるようなのでね、私はあくまでも一区画当たりの販売価格としては1,000万円です。そのことについて、町長、もう1回答弁お願いします。

議長（石川良彦君） さっき答弁にしたからですけども、町長、もう1回と言うのだけども。（「さっきは答弁聞いているから、答弁するんだったら」の声あり）それでは、町長。

町長（田中 学君） 大友議員の質問の意義については十分理解できますが、この事業だけで大郷町の将来が決まるわけでもないというふうに私も今気持ちを整理して、いかにしてこれをプラスに変えていくかと、マイナスをプラスに変えるという方法もないわけでもないというふうに思いますので、ひとつここは、そういう悩みはあなたも私も、立場は違いますが、共有しているということで、新たな発想に立って、先ほど石川秀雄議員に対する答弁をしましたとおり、これは本町の未来永劫に汚点を残さないように、最善を尽くしていくということでございますので、御理解と御協力をいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第4号 大郷町定住促進団地の分譲に関する条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立多数であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3	議案第26号	平成30年度大郷町一般会計予算
日程第4	議案第27号	平成30年度大郷町国民健康保険特別会計予算
日程第5	議案第28号	平成30年度大郷町介護保険特別会計予算
日程第6	議案第29号	平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算
日程第7	議案第30号	平成30年度大郷町下水道事業特別会計予算
日程第8	議案第31号	平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算
日程第9	議案第32号	平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算
日程第10	議案第33号	平成30年度大郷町宅地分譲事業会計予算
日程第11	議案第34号	平成30年度大郷町水道事業会計予算

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、議案第26号 平成30年度大郷町一般会計予算、日程第4、議案第27号 平成30年度大郷町国民健康保険特別会計予算、日程第5、議案第28号 平成30年度大郷町介護保険特別会計予算、日程第6、議案第29号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7、議案第30号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計予算、日程第8、議案第31号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算、日程第9、議案第32号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算、日程第10、議案第33号 平成30年度大郷町宅地分譲事

業特別会計予算、日程第11、議案第34号 平成30年度大郷町水道事業会計予算を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第26号について説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） 議案第26号について提案理由の説明を申し上げます。

予算書2ページをごらんください。

議案第26号 平成30年度大郷町一般会計予算。

平成30年度大郷町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億8,400万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は7億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、平成30年度予算の概略について御説明を申し上げます。

予算の総額は47億8,400万円、前年比5億4,880万円の増となっております。

います。前年度を大幅に上回る予算となりました。

これは、平成30年度においては、大松沢地区への農業法人の立地に伴う水道管支管設置工事補助金、町道長福寺東成田線舗装補修工事、町道吉ヶ沢屋敷線測量設計業務、生活道鶴野線測量設計業務、高崎団地への町営住宅建設工事、大松沢社会教育センター駐車場整備工事などのハード事業の予算が大きく増加したことが主な要因です。

これらのほか、30年度予算の特徴的なものとしては、子育て支援対策として、学校給食費の無償化制度、自殺対策基本法の規定による自殺対策計画策定業務、汚染廃棄物すき込み業務、大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る事業として地域おこし協力隊4名の招聘経費及び空き家バンク家財撤去助成、若者及び子育て世帯定住促進奨励、小学校・中学校入学支援事業などを計上したところでございます。

歳入面ですが、まず町税関係としまして、個人町民税、法人町民税並びに固定資産税で増加が見込まれることから、当初予算ベースの伸び率は5.0%となっております。

次に、交付金関係です。平成30年度の国の地方財政対策においては、一般財源総額が62.1兆円と前年とほぼ同額とされたところですが、内訳は、地方税と地方譲与税を増と見込む一方で、地方交付税は全国ベースで前年比2.0%の減額とするものであり、本町にとっては厳しい内容となっております。

財源措置としては、30年度においても、ハード事業について関係する国・県支出金を計上したほか、裏負担としての地方債及び公共施設整備基金による繰り入れの措置を講じています。

以上のようなことから、基金繰入金につきましては、前年比1億7,634万1,000円の減額で3億8,277万6,000円を、また町債は1億1,740万円増額の3億3,490万円を計上し、財源調整を図っているものでございます。

また、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する子育て支援及び人口増加対策事業については、前年度同様、未来づくり基金を充当しております。

概要については以上でございます。

続きまして、3ページの第1表により、款項ごとに主な内容を御説明いたします。

なお、予算額は、1,000円単位により説明をさせていただきます。

歳入です。

第1款町税、全体では10億3,069万円です。前年比4,929万8,000円の増

となっておりまして、率にして5.0%の増でございます。所得の増や業績の回復により個人税・法人町民税割の増が予想され、また太陽光発電施設の増加等によりまして固定資産税の増収が見込まれることから、増額予算としたものでございます。

うち、第1項町民税は3億1,167万5,000円で、前年比1,984万2,000円の増となっております。個人分、法人分ともに増でございます。

第2項固定資産税は6億782万3,000円で、前年比3,735万8,000円の増でございます。

第3項軽自動車税は2,714万円で、前年比90万9,000円の減でございます。課税対象車両の減によるものでございます。

第4項町たばこ税8,187万7,000円。前年比662万1,000円の減となっております。

第5項入湯税217万5,000円。前年比37万2,000円の減となっております。

第2款地方譲与税4,400万1,000円。前年比4.3%の減となっております。

うち、第1項地方揮発油譲与税は1,200万円で、100万円の減となっております。

第2項自動車重量譲与税は3,200万円で、100万円の減となっております。

第3項地方道路譲与税は1,000円です。科目計上のみでございます。

第3款利子割交付金第1項利子割交付金86万2,000円。前年比16万2,000円の増となっております。県の見込みによるもので、以下の交付金も同様となっております。

第4款配当割交付金第1項配当割交付金144万6,000円。85万4,000円の減となっております。

第5款株式等譲渡所得割交付金第1項同でございます。85万9,000円。前年比154万1,000円の減となっております。

第6款地方消費税交付金第1項地方消費税交付金1億5,000万円。前年比2,000万円の増でございます。地方消費税の精算基準の見直しが行われまして、平成30年度においては県の試算により交付額が増加すると見込まれたことによるものでございます。

4ページです。

第7款ゴルフ場利用税交付金第1項ゴルフ場利用税交付金5,900万円。前年と同額でございます。これにつきましては、ゴルフ場利用税につき

ましては廃止の議論もある中、昨年11月のゴルフ場利用税堅持のための全国市町村連盟の要請活動によりまして、30年度の廃止は見送られたものでございます。

第8款自動車取得税交付金第1項自動車取得税交付金1,337万5,000円。前年比37万5,000円の増となっております。

第9款地方特例交付金第1項地方特例交付金160万円。前年と同額でございます。

第10款地方交付税第1項地方交付税13億6,445万8,000円、普通交付税が12億8,000万円でございます。前年比2,000万円の減となっております。特別交付税が8,000万円で、前年同額の計上でございます。震災復興特別交付税445万8,000円、前年比445万7,000円と増となっております。これにつきましては、放射性汚染処理事業費の補助裏分の2分の1を今回交付税措置がされるものですので、こちらに計上してございます。

第11款交通安全対策特別交付金第1項交通安全対策特別交付金80万円。前年比12万8,000円の減でございます。

第12款分担金及び負担金2,630万3,000円。前年対比219万5,000円の減となっております。

うち、第1項負担金は2,630万3,000円でございます。保育所及び放課後児童クラブ保育料が主なものでございます。

第2項分担金はございません。

第13款使用料及び手数料8,071万9,000円。前年比715万3,000円の増額でございます。

うち、第1項使用料は5,567万6,000円でございます。住民バス乗車料、町営住宅使用料、幼稚園保育料などがございます。

第2項手数料は2,504万3,000円でございます。戸籍諸証明手数料、廃棄物搬入手数料等でございます。

第14款国庫支出金は4億1,548万4,000円。前年比1億3,811万7,000円でございます。率にして49.8%の増となっております。

うち、第1項国庫負担金は1億9,597万9,000円でございます。児童手当、障害福祉サービス費負担金等の民生費負担金等でございます。

第2項国庫補助金は2億976万8,000円で、対前年比1億3,662万4,000円の増となっております。子ども・子育て支援交付金、公営住宅整備に係る社会資本整備交付金が主なもので、社会資本整備総合交付金が大幅増になったものでございます。

第3項委託金は973万7,000円で、基礎年金事務費交付金、粕川地区堤

防除草作業委託金が主なものでございます。

次ページをお開きいただきます。

第15款県支出金は5億1,836万2,000円でございます。前年比2億8,425万5,000円の増でございます。率にして121.4%の増となっております。

第1項負担金は1億1,065万5,000円でございます。国民健康保険保険基盤安定負担金、児童手当負担金、障害福祉サービス費負担金が主なものでございます。

第2項県補助金は3億9,425万8,000円でございます。前年比2億9,401万2,000円の増となっております。心身障害者等の医療費助成、子ども・子育て支援交付金、子どものための教育・保育給付費補助金、多面的機能支払交付金、農地中間管理機構集積協力金、東日本大震災市町村等舗装補修交付金が主なものでございます。

第3項委託金は1,349万9,000円でございます。個人県民税徴収取扱費委託金、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金が主なものでございます。

第16款財産収入1,403万3,000円でございます。前年比153万円の減となっております。率にして9.8%の減となっております。

うち、第1項財産運用収入は1,403万円でございます。対前年比153万円の減となっております。町有財産貸付収入及び各種基金利子収入でございます。旧たばこ会館の町有地貸し付けが終了したことによりまして、減となったものでございます。

第2項財産売払収入は3,000円で、科目計上となっております。

第17款寄附金第1項寄附金4,000万1,000円でございます。前年比981万3,000円の増でございます。率にして32.5%の増です。ふるさと納税に関する寄附金でございます。ふるさと納税の前年度実績を踏まえ、歳入増を見込んだものでございます。

第18款繰入金は4億9,329万9,000円で、前年比6,582万1,000円の減額をし、率にして11.8%の減となっております。

うち、基金繰入金は3億8,277万6,000円です。ハード事業に関する裏負担財源及び一般財源不足について、財政調整基金などから繰り入れるものでございます。

第2項特別会計繰入金1億1,052万3,000円でございます。高崎団地の土地売払収入分を宅地分譲事業特別会計から繰り入れるものなどでございます。

第19款繰越金第1項繰越金は4,000円で、前年と同額でございます。

6ページをお開きください。

第20款諸収入1億5,380万8,000円でございます。前年比1,303万9,000円でございます。率にして9.3%の増となっております。

うち、延滞金加算金及び過料は5万円でございます。町税延滞金で前年と同額でございます。

第2項町預金利子は2万5,000円です。普通預金運用利子で前年同額の計上となっております。

第3項貸付金元利収入は5,148万1,000円でございます。616万1,000円の増となっております。奨学資金「未来づくり事業」、災害援護資金などの各貸付金の約定返済金でございます。災害援護資金につきましては、貸し付け後6年の据え置き期間が終了したことにより増額となるものでございます。

第4項受託事業収入は287万3,000円です。後期高齢者健診受託事業収入及び農地中間管理事業費事務費委託費でございます。

第5項雑入は5,761万9,000円でございます。各種検診自己負担金、保育園電気料収入などによるものでございます。

第6項ポートピア事業交付金は2,600万円で、前年比200万円の増収を見込んでおります。第7項場外馬券場所在区市町村交付金は1,576万円で、こちらは224万円の減収を見込んでおります。

第21款町債第1項町債は3億3,490万円で、前年比1億1,740万円の増でございます。率にして54%の増となっております。土木債については、橋梁修繕設計に係る公共事業等債分250万円、道路改良測量設計等に係る分が530万円、公営住宅建設事業債が1億6,240万円でございます。臨時財政対策債は1億4,200万円でございます。農業債は不來内排水機場機能保全事業に関する公共事業等債ということで、1,910万円でございます。総務債は、防災無線Jアラート機器更新による緊急防災・減災事業債360万円となっております。

歳入合計47億8,400万円でございます。

次に、歳出について御説明いたします。7ページをごらんいただきます。

第1款議会費第1項議会費9,649万1,000円でございます。ほぼ前年と同額でございます。議員報酬、費用弁償並びに事務局職員給料等が主なものでございます。

第2款総務費は8億7,663万9,000円で、前年比1億5,277万1,000円の

増となっております。

うち、第1項総務管理費は7億7,316万2,000円で、前年比1億5,764万円の増となっております。総務部門の職員人件費、行政区運営費、公有財産及び情報システム管理費、住民バス運行費、交通防災対策費などに係るものでございます。マイナンバー制度に伴う安全管理措置対応支援等業務、大松沢地区への農業法人の立地に伴う水道管支管設置工事補助、企業立地促進特別奨励金、ふるさと納税の増並びに高崎団地土地売り払いに伴う基金積み立ての増でございます。鶴田川堤体改修工事、防災無線用Jアラート機器更新工事及び防犯カメラ設置工事等により増となったものでございます。

第2項徴税费6,965万円でございます。対前年比464万6,000円の増となっております。職員人件費並びに経常的な賦課徴収経費でございます。

第3項戸籍住民基本台帳費3,124万2,000円でございます。職員人件費、戸籍システム運用経費等でございます。

第4項選挙費47万2,000円です。選挙管理委員会経費でございます。

第5項統計調査費64万7,000円でございます。住宅土地統計調査経費等でございます。

第6項監査委員費146万6,000円でございます。監査委員の報酬、費用弁償、諸研修旅費等でございます。

第3款民生費10億3,916万円でございます。前年比1,879万5,000円の増でございます。率にして1.8%の増となっております。

うち、第1項社会福祉費6億7,429万8,000円でございます。対前年比890万1,000円の減となっております。職員人件費、各種福祉関係経費、国保等各特別会計への繰出金、後期高齢者医療広域連合への負担金などのほか、30年度事業として、老人ふれあいの家の補修工事を計上しております。29年度実施の障害福祉計画策定業務の終了等により、減額となったものでございます。

第2項児童福祉費でございます。3億6,486万2,000円です。2,769万6,000円の増額となっております。保育所、児童館の運営経費、医療費助成等でございます。小規模保育施設の開園に伴う保育事業委託費の増及び放課後デイサービス事業への利用者の増に伴う障害児通所給付費の増などにより、増額となったものでございます。また、学校給食費等の実質無償化に伴う保育所等主食費無償化事業費補助金を計上しております。

第4款衛生費3億5,181万6,000円でございます。前年比1億6,252万

3,000円の減となっておりまして、前年比31.6%の減となっております。

うち、第1項保健衛生費1億5,062万2,000円でございます。職員人件費、各種検診、予防接種経費、生活環境対策費、保健センター管理費等でございます。

第2項病院費7,122万3,000円でございます。黒川病院指定管理補助及び出資金でございます。

第3項清掃費1億2,997万1,000円でございます。前年対比1億6,837万3,000円の減額となっております。ごみ処理、し尿処理の黒川行政負担金及びごみ収集運搬業務等でございます。ごみ焼却施設整備に関する黒川行政の負担金の影響で減額となっております。

8ページをごらんください。

第5款農林水産業費2億7,652万2,000円。前年比243万9,000円の増となっております。率にして0.9%の増となっております。

うち、第1項農業費2億7,408万1,000円です。前年比114万3,000円と増額となっております。職員人件費、農業委員会運営費、各種団体への補助金、開発センター・縁の郷指定管理委託料、汚染廃棄物すき込み業務や、農集排会計繰出金及び排水機場の補修並びに機能保全、粕川歩道整備事業のための負担金などについて計上をいたしております。

第2項林業費244万1,000円でございます。松くい虫被害木の伐倒業務、森林情報管理システム導入経費、黒川森林組合出資金等でございます。

第6款商工費1項商工費2,818万3,000円でございます。前年比48万1,000円でございます。率にして1.7%の増となっております。職員人件費、くろかわ商工会補助、割増商品券発行事業補助、消費生活相談経費、国際交流事業補助等でございます。

第7款土木費9億4,056万5,000円でございます。前年比5億5,664万3,000円の増となっております。率にして145.0%の増でございます。

うち、第1項土木管理費3,366万1,000円につきましては、職員人件費と管理経費でございます。

第2項道路橋梁費3億6,949万9,000円。前年比2億2,122万4,000円の増となっております。道路台帳作成、除草、敷き砂利業務、緊急維持工事費などを計上したほか、町道長福寺東成田線舗装補修工事及び町道土橋明ヶ沢線用地測量業務、町道吉ヶ沢屋敷線並びに生活道鶴野線に係る測量設計費並びに橋梁点検、橋梁修繕設計費等を計上しております。

第3項河川費794万9,000円です。粕川地区堤防除草作業業務が主なも

のでございます。

第4項住宅費3億3,249万5,000円でございます。対前年3億2,271万8,000円の増となっております。町営住宅の維持管理費経費、山中団地外壁塗装工事、高崎団地の町営住宅建設工事等でございます。

第5項都市計画費1億9,696万1,000円でございます。対前年比741万円の増となっております。公園管理費、下水道事業特別会計及び宅地分譲事業特別会計への繰出金のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業として住宅リフォーム助成金、定住促進事業補助金、地域おこし協力隊招聘に関する費用を計上しております。

第8款消防費第1項消防費でございます。1億7,889万円でございます。対前年比561万6,000円の減となっております。率にして3.0%の減でございます。消防団員の報酬、費用弁償及び黒川行政事務組合への消防費分の負担金でございます。なお、29年度事業として小型ポンプ1台の購入がありまして、今年度、その分ないもので、減額計上となっております。

9款教育費5億6,963万3,000円でございます。前年比47万3,000円の増となっております。率にして0.1%の増でございます。

うち、第1項教育総務費8,133万6,000円でございます。教育委員並びに職員人件費、奨学資金貸付、外国語指導助手経費等が主なものでございます。

第2項小学校費7,175万1,000円です。教材備品購入費、教員補助者設置費用、スクールバス運行経費、施設管理費等でございます。なお、今年度より学校業務員業務について民間に委託いたします。

第3項中学校費3,657万7,000円です。内容は小学校と同様でございます。

第4項幼稚園費1億2,047万4,000円でございます。対前年比1,122万3,000円の増となっております。職員人件費、施設管理経費、通園バス運行経費が主なものでございます。

第5項社会教育費9,358万8,000円でございます。対前年3,976万6,000円の減となっております。人件費、各種社会教育及び公民館事業運営費、施設維持管理経費等でございます。30年度新規事業といたしまして、大松沢社会教育センター駐車場整備工事並びに海洋センター施設修繕工事を計上しております。

第6項保健体育費1億6,590万7,000円でございます。対前年4,115万円の増となっております。職員人件費、社会体育事業及び学校給食に関

する経費、学校給食費実質無償化事業、秋まつり事業費等でございます。給食センター厨房機器が更新時期でありまして、厨房機器等の賃借料を計上するものでございます。

次ページ、9ページをお開きいただきます。

第10款災害復旧費第1項東日本大震災災害復旧費9,000円でございます。東日本大震災復興基金等の利子積み立てでございます。

11款公債費第1項公債費4億1,609万2,000円ございまして、前年比1,519万1,000円の減額となっております。通常債に係る元金返済分が3億7,700万円ほど、災害援護資金貸付金償還元金が581万3,000円となっております。利子につきましては3,232万4,000円でございます。

最後に、第12款予備費第1項予備費1,000万で、前年と同額でございます。

歳出計47億8,400万円でございます。

続きまして、10ページをお開きいただきます。第2表債務負担行為について説明をいたします。

債務負担行為は、地方自治法第214条の規定により、複数年度の事業について限度額の議決を求めるものでございます。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

1、役場庁舎内電話設備保守業務。期間は平成30年度から31年度までで、限度額5万2,000円でございます。庁舎電話設備の保守を2年間の契約とするものでございます。

2、第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務でございます。期間は平成30年度から31年度までで、限度額は525万8,000円でございます。第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務を2年間の契約とするものでございます。

3、小規模事業者経営改善資金利子補給。期間は平成30年度から33年度までで、限度額を41万円とするものでございます。資金融資の利用者に対して1%の利子補給を3年間にわたり実施するものでございます。

4、地域おこし協力隊パソコン等賃貸借。期間は平成30年度から33年度までで、限度額200万円でございます。平成30年から招聘します協力隊員4名分のパソコン等について、3年リースにより契約するものでございます。

5、地域おこし協力隊パソコン保守業務。期間は平成30年度から33年度までで、限度額を11万6,000円とするものでございます。先ほどと同じでございますが、平成30年度から招聘します協力隊員4名分のパソコン

保守について、3年間の契約とするものでございます。

6、地域おこし協力隊公用車賃貸借でございます。期間は平成30年度から33年度までで、限度額は216万1,000円でございます。平成30年度から招聘する協力隊員2名分の公用車について、3年リースにより契約するものでございます。先ほど4名というお話だったのですが、2台につきましては町の公用車を利用する予定となっております。

7、大郷町奨学資金貸与、平成30年度貸付分。期間は平成30年度から33年度まで、限度額を1,296万円とするものでございます。平成30年度貸付者に係るものでございます。

8、社会体育施設券売機賃貸借。期間は平成30年度から36年度までで、限度額を132万9,000円とするものでございます。社会体育施設券売機を6年リースにより契約するものでございます。

9、大郷町学校給食センター厨房機器等賃貸借。期間は平成30年度から35年度までで、限度額を8,569万6,000円とするものでございます。学校給食センター厨房機器等を5年リースにより契約するものでございます。

次ページ、11ページをごらんいただきます。

第3表 地方債について説明をいたします。

まず1、臨時財政対策債。平成30年度地方財政対策に基づき発行見込み額によるものでございます。限度額は1億4,200万円でございます。起債の方法は証書借入。利率は5.0%以内でございます。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とし、償還方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものとしております。

臨時財政対策債については、後年度100%交付税措置されるものでございます。

2、道路等整備事業。社会資本整備総合交付金事業。内容としては、橋梁修繕設計、町道用地測量設計に係るものでございます。限度額は780万円でございます。起債の方法、利率、償還方法は前記と同様でございます。

本事業に係る充当率は、補助裏分の約40%に対して90%が充当できるものでございます。充当率のうち財源対策部分である40%部分に対し50%の交付税措置が講じられる予定でございます。

3、公営住宅建設等事業。高崎団地の町営住宅建設工事等に係るもの
でございます。今年度は16戸建設予定でございます。限度額は1億6,240万
円でございます。起債の方法、利率、償還方法は、前記と同じでござい
ます。本事業に関する充当率は、補助裏50%に対して100%でございま
す。

4、水利施設整備事業。基幹水利ストックマネジメント事業による不
来内排水機場機能保全事業の県負担金に係るもので、平成30年度総事業
費の2億2,000万円に対する本町負担分に係る負担金に関する起債でござ
います。限度額は1,910万円でございます。起債の方法、利率、償還方法
は前記と同じでございます。本事業に関する充当率は90%でございま
す。充当率のうち、財源対策部分であります40%部分に対しては、50%の交
付税措置が講じられる予定となっております。

5、緊急防災・減災事業でございます。防災無線用Jアラート機器更
新工事に係るものでございます。限度額360万円です。起債の方法、利率、
償還方法は前記と同じでございます。本事業に関する充当率は100%で
ございます。そのうち70%が交付税措置される予定でございます。

地方債合計3億3,490万円でございます。

以上で、議案第26号についての提案理由の説明を終了いたします。次
ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可
決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君）　ここで10分間休憩といたします。

午後 3時43分　休憩

午後 3時53分　開議

議長（石川良彦君）　引き続き会議を開きます。

次に、議案第27号及び議案第29号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（鎌田光一君）　それでは、議案第27号及び議案第29号の提案理由を
申し上げます。

まず初めに、大郷町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上
げます。

予算に関する説明書99ページをお開き願います。

議案第27号　平成30年度大郷町国民健康保険特別会計予算。

平成30年度大郷町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところ
による。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億8,284万7,000円
と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、予算の概要を申し上げます。

本年4月1日からの県単位化に伴い、県が保険財政の運営主体となることから、大郷町国民健康保険特別会計において、歳入歳出とも大幅な変更となっております。

103ページをごらんください。

歳入におきましては、国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金が県へ集約され、廃款となります。

また、保険給付に要する費用の全額を県から交付されることとなることから、県支出金の大幅増となっております。

次ページの歳出におきましては、歳入同様、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金等が県において調整することとなることから廃款となり、県において保険給付に要する費用も含めた財源の一部として、新たに国民健康保険事業費納付金を県に納付することとなります。

保険税率につきましては、条例改正でも申し上げましたが、県の方針に従い、これまでの4方式から資産割を除く3方式に変更し、また激変緩和対策として基金繰り入れを行いながら、県の示す標準保険料率を参考に設定した内容となっております。総額は7億8,284万7,000円で、平成29年度当初予算と比較しますと2億1,884万1,000円の減となりました。

それでは、100ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算にて、歳入から款項ごとに御説明いたします。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税1億4,675万3,000円は、保険税収入見込み額で、前年と比較して被保険者数の減少、保険税税率改正に伴う減で、3,473万8,000円の減、率にして19.14%の減でございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料5万円は、保険税の督促手数料

の収入見込み額でございます。

第3款県支出金第1項県補助金5億6,156万2,000円は、保険給付費に要する費用に対する普通交付金、保険者努力支援分や、特定健康診査に係る負担金などの特別交付金及び乳幼児医療助成事業運営強化補助金の見込み額でございます。

第4款財産収入第1項財産運用収入21万7,000円は、財政調整基金の預金利子収入見込み額が主なものでございます。

第5款繰入金第1項他会計繰入金4,005万7,000円は、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金及び事務費に対する一般会計からの繰入金見込み額で、前年対比20.76%の減でございます。

第2項基金繰入金3,313万9,000円は、国保財政調整基金からの繰入金で財源調整でございます。

第6款繰越金第1項繰越金105万3,000円は、前年度からの繰り越し見込み額でございます。

第7款諸収入第1項延滞金加算金及び過料2,000円は、保険税の延滞見込みによる科目計上でございます。

第2項雑入1万4,000円は、交通事故等第三者行為に係る納付金の見込み額でございます。

以上、歳入合計7億8,284万7,000円でございます。

次ページ、101ページの歳出について御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費396万6,000円は、レセプト点検業務委託料、国保事務共同処理委託料及び国保連合会負担金等の経費並びに各種システム保守に要する経費でございます。対前年比917万8,000円の減であります。制度関係業務準備事業として平成29年度に行った住民情報システム改修費が主な要因でございます。

第2項徴税费255万5,000円は、保険税の賦課徴収経費及び保険税完納報奨金の計上でございます。

第3項運営協議会費24万9,000円は、国保運営協議会経費の計上でございます。

第2款保険給付費第1項療養諸費4億6,785万9,000円は、一般及び退職被保険者に係る療養給付費、療養費及び診療報酬審査手数料の計上でございます。

第2項高額療養費6,124万4,000円は、一般及び退職被保険者に係る高額療養費の計上でございます。

第3項移送費2万円は、前年同額の計上でございます。

第4項出産育児諸費294万2,000円は、7件の出産育児一時金の計上でございます。

第5項葬祭諸費75万円は、15件の葬祭費の計上でございます。

第3款国民健康保険事業費納付金第1項保険給付費分1億5,719万3,000円は、一般及び退職被保険者に係る療養諸費、高額療養費等に対応する県への納付金の計上でございます。

第2項後期高齢者医療支援金等分5,386万9,000円は、一般及び退職被保険者に係る後期高齢者医療支援金等に対応する県への納付金の計上でございます。

第3項介護納付金分1,756万5,000円は、被保険者に係る介護納付金に対応する県への納付金の計上でございます。

第4款共同事業拠出金第1項共同事業拠出金1,000円は、退職者医療分情報提供に対する拠出金の計上でございます。

次ページをお開き願います。

第5款保健事業費第1項特定健康審査等事業費930万6,000万円は、特定健康審査及び特定保健指導に係る経費の計上でございます。

第2項保健事業費305万9,000円は、国保制度及び健康増進に係る啓蒙啓発、医療費通知、各種住民健診に対する助成などの疾病予防対策事業に要する経費の計上でございます。

第6款基金積立金第1項基金積立金21万7,000円は、財政調整基金に係る利子積み立て分の計上でございます。

第7款諸支出金第1項償還金及び還付加算金105万1,000円は、一般及び退職被保険者の過年度分保険税還付金の計上でございます。

第2項繰出金1,000円は、一般会計への繰出金で科目計上でございます。

第8款予備費第1項予備費は100万円の計上でございます。

以上、歳出合計7億8,284万7,000円の支出額でございます。

以上が議案第27号の提案理由の内容でございます。

次に、議案第29号の提案理由を申し上げます。

137ページをお開き願います。

議案第29号 平成30年度大郷町後期高齢者医療特別会計予算。

平成30年度大郷町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,435万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月5日 提出

大郷町町長 田 中 学

初めに、予算の概要について申し上げます。

総額は8,435万8,000円で、平成29年度当初と比較しますと54万円の増でございます。

歳入につきましては、特別徴収と普通徴収による保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金が主なものでございます。

歳出につきましては、保険料徴収経費と広域連合に対する納付金が主なものでございます。

なお、保険料につきましては、県広域連合にて平成30年度及び平成31年度の保険料率を改定しておりまして、所得割が現行8.54%から8.07%に、均等割が現行4万2,480円から4万1,160円にそれぞれ引き下げられ、賦課されることとなります。

それでは、138ページ、第1表 歳入歳出予算にて御説明申し上げます。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料5,585万4,000円は、年金からの特別徴収及び普通徴収による保険料収入見込み額でございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料1万円は、保険料の督促手数料の見込み額でございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金2,838万1,000円は、事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金による一般会計からの繰り入れ見込み額でございます。

第4款繰越金第1項繰越金1,000円は、前年度繰越金で科目計上でございます。

第5款諸収入第1項延滞金、加算金及び過料1,000円は、科目計上でございます。

第2項償還金及び還付加算金11万円は、保険料還付金及び還付加算金の収入見込みでございます。

3項雑入1,000円は、科目計上でございます。

以上、歳入合計8,435万8,000円でございます。

次に、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費71万6,000円は、保険証発送などの一般事務に要する経費の計上でございます。

第2項徴収費6万4,000円は、保険料納付書印刷及び徴収事務に要する経費の計上でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金8,336万7,000円は、徴収した保険料及び一般会計からの基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金11万円は、保険料還付金及び還付加算金の計上でございます。

第2項繰出金1,000円は、一般会計への繰出金で科目計上でございます。

第4款予備費第1項予備費は10万円の計上でございます。

以上、歳出合計8,435万8,000円でございます。

以上が議案第29号の提案理由の内容でございます。

議案第27号及び議案第29号のそれぞれの事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第27号及び議案第29号の説明を終わります。

次に、議案第28号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） それでは、議案第28号について提案理由を御説明申し上げます。

118ページをお開きいただきます。

議案第28号 平成30年度大郷町介護保険特別会計予算。

平成30年度大郷町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億5,081万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3,000万円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、まず30年度予算の概要について御説明申し上げたいと思います。

予算の総額につきましては、ただいま申し上げたとおりでございますが、前年比で1,041万7,000円、率にしまして1.0%の増となっております。

30年度の予算の設計に当たりましては、第7期介護保険事業計画により、平成37年度までの中長期にわたる給付費の見込みを参酌した上で、基金の活用により保険料の上昇を抑制するという方針のもとで、積算を行っているものでございます。

この保険給付費につきましては、これまでの実績から、前年比で1,200万円ほどの伸びを見込みまして、約9億8,400万円としたところでございますが、保険料につきましては、基準額を従来月額6,500円から、基金の活用によりまして6,200円としたものでございます。

概要については以上でございます。

では、続きまして、119ページ以降の第1表によりまして、款項ごとに主な内容を御説明申し上げたいと思います。

まず、歳入でございます。

第1款保険料第1項介護保険料2億421万9,000円。第1号被保険者に係る保険料収入となっております。第7期の介護保険事業計画に係る保険料の見直しによりまして、基準となる第5段階の保険料を月額6,200円、年額7万4,400円として積算をしたものとなっております。

なお、被保険者数でございますが、特別徴収が2,648名、普通徴収が255名、合計で2,903名で積算をしているところでございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料1万5,000円、こちらは督促手数料でございます。

第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金2億7,080万5,000円。こちらは、第2号被保険者及び介護予防日常生活支援総合事業に係る支払基金からの交付金の計上でございます。

次に、第4款国庫支出金第1項国庫負担金1億6,989万8,000円。これは介護給付費の国庫負担金でございます。

同じく第2項の国庫補助金は8,568万8,000円。調整交付金及び地域支援事業に係る補助金となっております。

次に、第5款県支出金第1項県負担金1億5,020万円。介護給付費負担金の県負担分の計上でございます。

第2項の県補助金729万7,000円につきましては、地域支援事業に係る補助金の、こちらも県負担分の計上となっております。

第6款財産収入第1項財産運用収入4万7,000円。介護給付費の準備基金の利子の計上でございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金1億5,001万1,000円。こちらは、介護給付費及び地域支援事業等に係る一般会計の負担分12.5%に関する繰入金の計上をしたのでございます。

第2項の基金繰入金1,263万5,000円につきましては、介護給付費準備基金の繰り入れでございまして、保険料水準引き下げのための繰り入れを行うものでございます。

第8款繰越金第1項繰越金1,000円は繰越金で、科目設定のみでございます。

第9款諸収入第1項延滞金、加算金及び過料1,000円につきましては、こちらは科目設定のみでございます。

第2項の雑入2,000円につきましても、同様でございます。

以上、歳入合計が10億5,081万9,000円となるものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。第1表は121ページ以降でございます。

第1款総務費第1項総務管理費901万8,000円。電算システムほか一般事務経費でございます。介護保険システムの更新等によりまして、前年比で58万8,000円の増となっているものでございます。

第2項の徴収費41万円につきましては、徴収事務経費の計上でございます。

第3項介護認定審査会費869万8,000円。こちらは、調査員の賃金、主治医の意見書の作成料、介護認定審査会に係る黒行の負担金等でございます。

第4項運営協議会費22万6,000円については、委員報酬等となっております。

次に、第2款保険給付費です。第1項介護サービス等諸費8億6,877万6,000円。居宅介護サービスほか介護サービス給付費となっております。入所者の増等によりまして、前年比で1,200万円ほどの増となっております。

第2項介護予防サービス等諸費2,441万9,000円。こちらは、予防サービスに関する給付費の計上でございます。

第3項高額介護サービス費は2,204万3,000円。同じく第4項の高額医

療合算介護サービス等費が294万6,000円。第5項特定入所者介護サービス等費6,673万7,000円。いずれも実績により計上したものでございます。

次に、第3款地域支援事業費でございます。

第1項介護予防・生活支援サービス事業費939万4,000円。介護予防訪問介護サービス等に要する費用となっております。

第2項一般介護予防事業費866万9,000円。健康長寿対策事業、生きがい健康づくり事業に要する費用の計上でございます。

第3項包括的支援事業・任意事業費2,618万2,000円。こちらは、地域包括支援センターの運営経費及び緊急通報システム、生活支援コーディネーター等に要する経費の計上でございます。

次に、第4款基金積立金第1項基金積立金4万8,000円につきましては、基金の利子積み立ての計上でございます。

第5款公債費第1項公債費5万円につきましては、一借利子を計上したものでございます。

第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金20万2,000円につきましては、保険料の還付金等の計上でございます。

第7款繰出金第1項繰出金1,000円につきましては、これは科目設置のみとなっております。

最後に、第8款予備費第1項予備費300万円につきましては、前年同額を計上したものでございます。

以上、歳出合計、歳入同額の10億5,081万9,000円となります。

説明については以上でございます。

次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第28号の説明を終わります。

次に、議案第30号、議案第31号、議案第32号及び議案第34号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第30号につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

145ページをお開き願います。

議案第30号 平成30年度大郷町下水道事業特別会計予算。

平成30年度大郷町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,110万1,000円

と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成30年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、加入状況について御報告いたします。平成30年1月末における処理区域内戸数は1,242戸です。人口は3,625人であり、うち水洗化は984戸、人口は3,032人で、水洗化率は83.6%となっております。

平成30年度の当初予算につきましては、前年比32万3,000円の減額、率にしまして0.1%の減となっております。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算を御説明いたします。

まず、歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項負担金40万円は、受益者負担金の収入見込み額です。前年比61万3,000円の減額です。

第2款使用料及び手数料第1項使用料4,223万2,000円は、下水道使用料の収入見込み額です。前年度比17万9,000円の減額です。

第2項手数料6万2,000円は、公認業者、責任技術者登録手数料です。前年度比1,000円の減額です。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金1,950万円は、マンホールポンプ長寿命化計画に基づくマンホールポンプ改築更新工事並びに宅地造成に伴う新たな補助対象管布設工事に対する社会資本総合整備交付金でございます。前年度比50万円の減額です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金1億6,215万6,000円は、管理費、建設費、公債費元利償還分の不足分に伴う一般会計からの繰入金です。前年度比82万円の増額です。

第5款繰越金第1項繰越金160万円は、前年度の繰越金の見込み額です。

前年度と同額を見込んでございます。

第6款諸収入第1項雑入15万1,000円は、排水設備指定工事店保証金積立金の利子並びに下水道フェアに伴う助成金です。前年度比15万円の増額です。

第7款町債第1項町債1,500万円は、マンホールポンプ改築更新工事及び管渠布設工事に係る下水道事業債です。前年度と同額を計上しております。

歳入合計で2億4,110万1,000円とするものです。

次に、次ページの歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費4,965万6,000円は、職員の人件費、マンホールポンプ等施設の維持管理に伴う修繕料や点検業務、水質検査業務、料金計算業務等の委託料、吉田川流域下水道維持管理負担金等です。公共下水道事業計画作成業務の完了により、前年度比899万7,000円の減額です。

第2項下水道建設費4,080万4,000円は、公共汚水ます設置工事、マンホールポンプ改築更新工事費並びに宅地造成に伴う管渠布設工事によるものです。管渠布設工事の増により、前年度比900万円の増額です。

第3項流域下水道費48万4,000円は、吉田川流域下水道建設事業負担金及び公債費利子負担金等です。前年度比13万5,000円の減額です。

第2款公債費第1項公債費1億4,965万7,000円は、下水道事業債の元利償還金です。前年度比19万円の減額です。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額を計上しております。

歳出合計で2億4,110万1,000円とするものです。

次ページをお開きください。

第2表 債務負担行為です。

事項1の平成30年度大郷町水洗便所改造資金利子補給につきましては、期間を平成30年度から平成33年度まで、限度額を1万2,000円とするものです。

事項2の平成30年度大郷町水洗便所改造資金損失補償につきましては、期間を平成30年度から平成34年度まで、限度額は、融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものです。

続きまして、次ページです。

第3表 地方債。

起債の目的である公共下水道事業につきまして、限度額を1,500万円、起債の方法を証書借り入れ、利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものとするものです。

以上で、議案第30号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第31号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

164ページをお開き願います。

議案第31号 平成30年度大郷町農業集落排水事業特別会計予算。

平成30年度大郷町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,493万4,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、加入状況について御説明申し上げます。

平成30年1月末における処理区域内戸数は250戸です。人口は833人。うち水洗化戸数は189戸、人口は664人で、水洗化率は79.7%となっております。

平成30年度の当初予算につきましては、粕川処理場施設修繕の完了により、前年度比165万9,000円の減額、率にして2.9%の減となっております。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算について御説明いたします。

まず、歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項分担金10万円は、受益者分担金の収入見込み額です。前年度とほぼ同額を見込んでございます。

第2款使用料及び手数料第1項使用料575万4,000円は、農業集落排水使用料の収入見込み額で、前年度比18万1,000円の減額です。

第3款県支出金第1項県負担金83万円は、県道利府松山線改良に伴う污水管渠移設工事に伴う負担金です。前年度比7万円の減額です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金4,675万円は、管理費、建設費、公債費元利償還分の不足による一般会計からの繰入金です。前年度比140万3,000円の減額です。

第5款繰越金第1項繰越金150万円は、前年度の繰越金の見込み額で、前年度と同額を見込んでおります。

歳入合計で5,493万4,000円とするものです。

次ページをごらん願います。

歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費2,337万9,000円は、職員の人件費、マンホールポンプ・処理場の維持管理費、点検清掃業務、汚泥処理費、料金計算業務の委託料、事務経費等でございます。マンホールポンプの緊急時対応業務等の増により、前年度比122万8,000円の増額です。

第2項農業集落排水事業建設費391万8,000円は、公共污水ますの設置工事費、県道利府松山線改良工事に伴う污水管渠移設工事費、処理場の修繕工事費です。粕川処理場の通報装置等修繕工事の完了により、前年度比288万6,000円の減額でございます。

第2款公債費第1項公債費2,713万7,000円は、起債の元利償還金で前年度とほぼ同額の計上です。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額の計上です。

歳出合計で5,493万4,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為です。

事項1の平成30年度大郷町農業集落排水水洗便所改造資金利子補給につきまして、期間を平成30年度から平成33年度まで、限度額を1万2,000円とするものです。

事項2の平成30年度大郷町農業集落排水水洗便所改造資金損失補償につきまして、期間を平成30年度から平成34年度まで、限度額は、融資元

本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものです。

以上で、議案第31号の提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第32号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

180ページをお開き願います。

議案第32号 平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計予算。

平成30年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,405万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間および限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成30年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

初めに、設置状況等について御説明いたします。

処理区域内における平成30年1月末の浄化槽設置基数は569基でございます。水洗化人口は2,062人となっており、計画処理区域人口3,638人に対し水洗化率は56.7%となっております。

平成30年度は、合併浄化槽の設置基数を前年度と同数の15基を見込んでおり、予算額については、町で管理をしている合併浄化槽の設置基数の増に伴う維持管理に要する経費及び下水道事業債の償還金の増額により、前年度比230万1,000円の増額、率にして3.7%の増となっております。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算を説明いたします。

初めに、歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項分担金73万円は、合併浄化槽15基分の受益者分担金の収入見込み額で、前年度と同額を見込んでおります。

第2款使用料及び手数料第1項使用料2,017万7,000円は、合併浄化槽使用料の収入見込み額です。前年度比63万3,000円の増額です。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金490万円は、合併浄化槽15基分の設置に伴う国庫補助金です。前年度と同額の計上です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金2,825万2,000円は、管理費、建設費、公債費元利償還による不足分の一般会計からの繰入金です。前年度比166万8,000円の増額です。

第5款繰越金第1項繰越金150万円は、前年度の繰越金の見込み額で、前年度と同額を見込んでおります。

第6款諸収入第1項雑入20万円は、消費税及び地方消費税の還付金見込み額で、前年度と同額を見込んでおります。

第7款町債第1項町債830万円は、浄化槽設置工事に伴う下水道事業債です。前年度と同額の計上です。

歳入合計で6,405万9,000円とするものです。

次に、歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費5,553万1,000円は、職員の人件費、汚泥くみ取り料、料金計算業務委託料、修繕費、保守点検・法定検査委託料、排水設備設置補助金等です。前年度比154万6,000円の増額です。

第2項合併浄化槽建設費1,452万8,000円は、合併浄化槽15基分の設置工事並びに事務経費等です。前年度とほぼ同額の計上です。

第2款公債費第1項公債費802万8,000円は、起債の元利償還金です。前年度比75万4,000円の増額です。

第3款予備費第1項予備費50万円は、前年度と同額の計上です。

歳出合計で6,405万9,000円とするものです。

次ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為です。

事項1の平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金利子補給につきまして、期間を平成30年度から平成33年度まで、限度額を1万4,000円とするものです。

事項2の平成30年度大郷町戸別合併処理浄化槽設置に伴う水洗便所改造資金損失補償につきまして、期間を平成30年度から平成34年度まで、

限度額を、融資元本最終償還期限後、約定に基づく期限を経過してもなお元本及び遅延利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額とするものです。

続きまして、次ページの第3表 地方債です。

起債の目的である合併処理浄化槽整備事業につきまして、限度額を830万円。起債の方法を証書借入、利率を5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものとするものです。

以上で議案第32号の提案理由の説明を終わります。

次に、議案第34号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。205ページをお開き願います。

議案第34号 平成30年度大郷町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 平成30年度大郷町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、給水戸数は2,638戸で、前年度比8戸の減を見込んでおります。

第2号、年間総給水量は85万6,000立方メートルで、前年度比3万2,000立方メートルの減を見込んでおります。

第3号、1日平均給水量は2,345立方メートルで、前年度比88立方メートルの減を見込んでおります。

第4号、主要な建設改良事業は、老朽管更新事業等によるもので、大松沢地区の石綿セメント管の更新、県道利府松山線改良に伴う粕川地区の配水管布設がえ工事、企業進出に伴います配管布設工事を予定しており、予算額が1億1,409万3,000円で、前年度比6,894万9,000円の増額となっております。

次に、収益的収入及び支出です。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

第1款水道事業収益を2億3,411万3,000円とするものです。前年度比

586万7,000円の減額、率にしまして2.4%の減を見込んでおります。

第1項営業収益2億1,542万7,000円は、水道料金、開・閉栓手数料、下水道等事務手数料などの収入を見込んでおり、水道料金見込み額の減により、前年度比621万1,000円の減額です。

第2項営業外収益1,868万4,000円は、長期前受金戻入益、引当金戻入益、預金利息が主なもので、前年度比34万2,000円の増額です。

第3項特別利益2,000円は、科目のみの計上です。

次に、支出です。

第1款水道事業費用を2億2,293万3,000円とするものです。前年度比371万8,000円の増額、率にしまして1.6%の増となっております。

第1項営業費用2億1,584万4,000円は、大崎広域水道からの受水費、水質検査や漏水調査、配水管電気設備の修繕料などの給水原水費、職員の人件費や、メーター検針業務、水道料金システム委託料などの総係費、建物・構築物等の減価償却費などで、前年度比640万1,000円の増額です。

第2項営業外費用1,247万7,000円は、企業債の利息、消費税及び地方消費税によるもので、前年度比268万4,000円の減額です。

第3項特別損失2,000円は、科目のみの計上です。

第4項予備費は、100万円を計上しております。

次ページをお開き願います。

資本的収入及び支出です。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6,366万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,936万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額429万2,000円で補填するものとする。

初めに、収入です。

第1款資本的収入を8,943万1,000円とするものです。前年度比で5,872万8,000円の増額。率にしまして191.3%の増を見込んでおります。

第1項工事負担金466万5,000円は、県道利府松山線道路改良に伴う粕川地区の配水管布設工事によるものです。前年度比173万5,000円の減額です。

第2項他会計負担金1,000円は、科目のみの計上です。

第3項企業債3,300万円は、石綿セメント管更新事業に伴う企業債で、前年度比870万円の増額です。

第4項国庫支出金、第5項出資金1,000円は、科目のみの計上です。

第6項他会計補助金5,176万3,000円は、企業誘致に伴う一般会計から

の補助金によるものです。

次に、支出です。

第1款資本的支出を1億5,309万2,000円とするものです。前年度比7,004万5,000円の増額、率にしまして84.3%の増です。

第1項資産購入費28万6,000円は、水質管理用機器の購入によるものです。

第2項建設改良費1億1,409万3,000円は、県道利府松山線改良に伴う配水管布設がえ工事、企業進出に伴う配水管の測量設計業務並びに布設工事、大松沢地区の石綿セメント管更新に伴う測量設計業務並びに布設工事によるものです。

第3項企業債償還金3,871万3,000円は、石綿セメント管更新事業等に伴う企業債の元金の償還金で、前年度比126万4,000円の増額です。

次に、企業債です。

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的、水道管路近代化推進事業費です。これは石綿セメント管の更新工事に係る起債でございます。限度額を3,300万円。起債の方法は、証書借入。利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものです。償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借りかえをすることができるものとするものです。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は1,000万円と定めるものです。

次に、予定支出の各項の経費の金額の流用です。

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、第1項営業費用及び第2項営業外費用に係る予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項間の流用とするものです。

次に、議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費を1,216万6,000円とするものです。

次に、他会計からの補助金です。

第9条 水道管布設工事等のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、5,176万3,000円であるとするものです。

次に、たな卸資産購入限度額です。

第10条 たな卸資産の購入限度額は、50万円と定めるものです。

平成30年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で、議案第34号の提案理由の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第34号につきまして、それぞれ予算事項別明細書等をごらんいただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第30号、議案第31号、議案第32号及び議案第34号の説明を終わります。

ここで、本日の会議時間について、議事日程の都合によりあらかじめ延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

それでは、議案第33号について説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 宅地分譲事業特別会計につきまして御説明を申し上げます。

予算書につきましては、199ページをお開きいただきたいと思います。

議案第33号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算。

平成30年度大郷町の宅地分譲事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,214万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月5日 提出

大郷町長 田 中 学

予算の概略から申し上げます。

本会計につきましては、平成27年度からの継続事業である高崎団地に係る販売関連に関する費用、維持管理に関する費用、一般会計繰出金及

び調査費、利子償還金について計上した内容でございます。

それでは、200ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算によりまして、款項ごとに概要を御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、第1款繰入金第1項他会計繰入金162万8,000円でございます。事務費、販売経費及び維持管理に関する費用及び公債費に対する一般会計からの繰入金となります。

第2款繰越金第1項繰越金1,000円でございます。科目計上となります。

第3款財産収入第1項財産売却収入1億1,052万円。

続きまして、歳出でございます。

第1款宅地分譲事業費第1項宅地造成費1億1,171万4,000円でございます。販売経費並びに維持管理費に関する費用及び一般会計繰出金の計上となっております。

第2項公債費第1項公債費33万5,000円でございます。平成27年度同意債償還利子単独事業債分2,460万円及び平成27年度同意債平成30年3月26日借り入れ予定の償還利子見込み額単独事業債で810万円、平成28年度同意債平成30年3月26日借り入れ予定で償還利子見込み額一般単独事業債で2,150万円に対する償還利子見込み額を計上したものでございます。道路等公共用部分に関する起債となっております。充当率75%となっております。

第3款予備費第1項予備費10万円でございます。

以上、歳入歳出予算は1億1,214万9,000円となりまして、前年度当初予算額との対比では、1億523万6,000円の増となったものでございます。

以上で、議案第33号 平成30年度大郷町宅地分譲事業特別会計予算の説明を終わります。事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第33号の説明を終わります。

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案ごとに総括質疑を行います。

総括質疑は、議案に対する基本方針や大綱的な事柄を中心に置いていただき、会議規則第50条第3項並びに第51条の規定により行ってください。

まず、議案第26号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第26号の総括質疑

を終わります。

次に、議案第27号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第27号の総括質疑を終わります。

次に、議案第28号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第28号の総括質疑を終わります。

次に、議案第29号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第29号の総括質疑を終わります。

次に、議案第30号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第30号の総括質疑を終わります。

次に、議案第31号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第31号の総括質疑を終わります。

次に、議案第32号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第32号の総括質疑を終わります。

次に、議案第33号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第33号の総括質疑を終わります。

次に、議案第34号について総括質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって議案第34号の総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号から議案第34号までについて、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設

置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号から議案第34号までを、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで、特別委員会が設置されましたので、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

特別委員会開催のため、暫時休憩といたします。

休憩中に特別委員会を開会し、委員長、副委員長を互選願います。

午 後 5 時 0 5 分 休 憩

午 後 5 時 0 9 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長には佐藤千加雄議員、副委員長に赤間茂幸議員、以上のとおり選任されました。

お諮りします。委員会審査のため本日の会議終了から3月19日までの期間、本会議を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議終了から3月19日までの期間、本会議を休会とすることに決定しました。

来る3月20日午後1時30分から本会議を開き、委員長の報告を求めます。

議長（石川良彦君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 5 時 1 0 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 櫻井真江の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員